

申請対象者続柄		生計維持関係を有する														義父母	伯叔父母 <small>ハクシヨウフツボ</small>	甥姪
		配偶者	実子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 ※内縁の配偶者、養子縁組については、別途、お問い合わせください。											同居が必須				
申請事由	提出書類	扶養事実	出生	学生	離職者					給与収入者	自営業者	年金受給者	事業等廃業	収入減	無職・無収入	扶養事実	扶養事実	扶養事実
					雇用保険適用													
					申請・受給中	受給延長	放棄	終了	無									
【提出書類】 ○：必須 △：申請対象者の状況により必要 ※：全日制以外（夜間課程・通信制・一部の専門学校）の場合必要となります。																		
届出書類	被扶養者異動届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	被扶養者現況届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(配偶者のみ) 国民年金第3号被保険者関係届(*1)	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
確認書類	(配偶者、実子出生・学生以外) 世帯全体の住民票			※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	所得（課税・非課税）証明書	○		※	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
	(被保険者以外の扶養義務者がいる場合) 直近2年分の源泉徴収票（写） または所得証明書（*2）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	在学証明書または学生証（写）	△		○														△
	直近3ヶ月分の給与明細書（写）	△		△						○				○		△	△	△
	直近2年分の確定申告書 と支払内訳書（写）	△		△	△	△	△	△	△	△	○	△		△		△	△	△
	直近の年金通知書 または支給決定通知書（写）	△		△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△		△	△	△
	退職証明書 または社会保険資格喪失証明書	△			△	△	△		○					△		△	△	△
	離職票1と2（写）	△			△	○	○									△	△	△
	雇用保険受給資格者証（両面写）	△			○				○							△	△	△
	雇用保険未加入証明書 または直近の給与明細書（写）	△							○							△	△	△
	(事業を廃業した方) 廃業証明書（写）	○											○			○	○	○
	(障害者登録をされている方) 障害者手帳（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(別居者のみ) 直近3ヶ月分の送金証明（写）(*3)			△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/
	(外国籍の方) 在留カード（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(30日以内の遡及を希望される方) 事実発生日の分かる書類（写）(*4)	○			○	○	○	○	○	○				○		○	○	○	

- (*1) 申請時年齢が満20歳から59歳の配偶者（内縁含む）の方が対象です。
- (*2) 実子を申請対象とするとき、配偶者が被扶養者でない（共働き）の場合に 配偶者の収入を確認することで扶養義務者を決定します。
実子以外の父母・兄弟姉妹等を申請対象とするとき、申請対象者の同居家族の他に兄弟姉妹・父母等がいる場合に 扶養義務の対象となる方全員の収入を確認することで扶養義務者を決定します。
- (*3) 金融機関が発行する振込明細書（写）、現金書留封筒の受付控え（写）
- (*4) 生計維持関係にあり、婚姻・離職・収入減少等、事実発生日に遡って認定を希望される方が対象です。（30日以内が限度）

- この一覧表を確認の上、漏れなく必要書類の提出をお願いいたします。
また、健康保険組合での認定判断時に新たな確認事実が発生した場合は、追加で書類をお願いする場合があります。
- 他の扶養義務者が加入する健康保険組合等へ認定申請して却下された場合、不承認通知書（却下された理由証明）が必要です。
- 各証明書に関する交付費用については、申請者の負担とします。
- 公的書類（住民票・所得証明書・在学証明書 等）については、1ヶ月以内のものを提出してください。

*** 表の見方 ***

- 例1) 勤務先を退職した妻（雇用保険受給予定）を 退職後すぐに被扶養者申請する場合、
【申請時】被扶養者異動届、現況届、年金3号届、所得証明書、離職票1.2（写）
【（後日）失業給付申請後】雇用保険受給資格者証（写）
- 例2) 父が亡くなったため、別居で一人暮らしの母を被扶養者申請する場合、（他に兄弟姉妹はいない、年金以外の収入無し）
【申請時】被扶養者異動届、現況届、（母親宅）世帯全体の住民票、所得証明書、年金受給者証（写）、送金証明（写）
※注意点：遺族年金が給付される場合があるので、年金額が確定してから申請のこと
- 例3) 被保険者の資格取得と同時に 被扶養者申請する場合、
（妻）45歳無職・無収入、（子）大学生（1年）、（被保険者の母）70歳（同居・配偶者無し・無職・年金収入）
（妻）【申請時】被扶養者異動届、現況届、年金3号届、所得証明書
（子）【申請時】被扶養者異動届、現況届、学生証（写）
（母）【申請時】被扶養者異動届、現況届、世帯全体の住民票、所得証明書、年金受給者証（写）
※注意点：（母）と被保険者家族が同居であっても、世帯が異なれば別居となるため、送金証明が必要（＝世帯分離）